

令和 6 年 1 月 1 日

熊本県熊本市南区流通団地一丁目 46 番地
株式会社ビューティカダンホールディングス
代表取締役社長 舛田正一

熊本県熊本市南区流通団地一丁目 46 番地
株式会社ビューティ花壇西日本
代表取締役社長 片山大心

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項)

株式会社ビューティカダンホールディングス（令和 6 年 1 月 1 日付けで商号を「株式会社ビューティ花壇」から商号変更。以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ビューティ花壇西日本（令和 6 年 1 月 1 日付けで商号を「株式会社 One Flower」から商号変更。以下「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社間で締結された令和 5 年 8 月 14 日付け吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、分割会社の西日本エリアにおける生花祭壇事業を承継会社に承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いましたので、会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項に基づき、以下のとおり開示いたします。

1 吸収分割が効力を生じた日

令和 6 年 1 月 1 日

2 吸収分割会社による会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

会社法第 784 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

会社法第 785 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 22 日付けの官

報にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行うとともに、令和5年11月14日付けで電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

会社法第797条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和5年11月22日付けの官報にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行うとともに、令和5年11月14日付けで電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継資産額（概算）：15百万円

承継負債額（概算）：17百万円

5 会社法第923条の変更の登記をした日

令和6年1月31日（予定）

6 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上